

控 訴 趣 意 書

2006（平成18）年12月4日

大阪高等裁判所第3刑事部 御中

被 告 人 戸 田 久 和
同 戸田ひさよし友の会
弁 護 人 永 嶋 靖 久

（被告人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部を被告人組合，被告人武建一を被告人武，被告人戸田ひさよし友の会を被告人団体，被告人戸田久和を被告人戸田という）

第1 控訴の申立の理由の要旨

1 被告人団体及び同戸田につき判示第2の1の事実についての事実誤認

被告人戸田には，被告人団体の代表者として，被告人組合から，合計90万円の供与を受け，もって，労働組合から政治団体に対して寄附を受けた事実はないのに，原判決はこれを認めた。これは，判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である。

2 被告人戸田につき判示第2の2の事実についての事実誤認

被告人戸田には，被告人組合から，政治活動に関して，現金360万円の寄附を受けた事実はないのに，原判決はこれを認めた。これは，判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である。

3 被告人戸田につき判示第3の事実についての事実誤認

被告人戸田は、被告人の事務員である M と暗黙のうちに意思を相通じて、収支報告書の収入総額欄に虚偽の記入をした事実はないのに、原判決はこれを認めた。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である。

4 被告人団体及び同戸田につき判示第2の1, 2の事実についての法令適用の誤

仮に、被告人戸田に、判示第2の1, 2のとおり的事実が認められるとしても、労働組合による、政党及び政治資金団体以外の者に対する、政治活動に関する寄附を禁ずる政治資金規正法21条1項は、憲法違反（14条・21条・28条違反）である。しかるに、原判決は、違憲無効の法律を適用した。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の適用の誤である

5 被告人戸田につき判示第3の事実についての法令適用の誤

仮に、被告人戸田に、原判決（補足説明）記載のとおり的事実が認められるとしても、被告人戸田には罪を犯す意思がない。しかるに、原判決は政治資金規正法25条1項3号に当たるとした。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の適用の誤（刑法38条1項本文違反）である。

6 被告人戸田につき公民権停止にかかる理由の不備ないしは法令適用の誤り

原判決（法令の適用）は、政治資金規正法28条1項の記載を欠いている。すなわち、原判決は、政治資金規正法28条1項を適用せずに、2年間、公民権を停止した誤りがある。これは、理由の不備ないしは判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りである。

7 被告人団体及び同戸田につき刑の量定の不当

原判決は、被告人戸田及び被告人団体につき、刑の量定が不当である。とりわけ、被告人戸田には、政治資金規正法28条1項所定の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべきでない、同条3項に定める情状があるのに、選挙権及び被選挙権を有しない期間を2年間に短縮するにとどまる点において、刑の量定が不当である。

第2 被告人団体及び同戸田につき判示第2の1の事実についての事実誤認

被告人戸田には、被告人団体の代表者として、被告人組合から、合計90万円の供与を受け、もって、労働組合から政治団体に対して寄附を受けた事実はないのに、原判決はこれを認めた。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である。

1 被告人戸田は、被告人組合に寄附を申し込んだのではない

(1) 原判決は、被告人戸田が、被告人組合執行委員会宛てに金銭支援を含む選挙支援の要請を行ったとするが、被告人戸田は、資金援助を「特定の個人とかではなく、連帯のメンバー有志」に対して要請をする意図であった。

「連帯ユニオン生コン支部執行委員会あての書面、見覚えありますね。

はい。

この中で、金銭支援の要請という項目があるのは覚えてますね。

はい。

今の2ページ目、「金銭と人員支援の具体的な要請」とありますね。

はい。

資金援助の要請は具体的にはだれからのカンパと考えていましたか。

特定の個人とかではなくて、連帯のメンバー有志、そのように考えてました。」(3回1頁)

(2) 被告人戸田は、寄附や労力提供、有権者の紹介等様々な事項のそれぞれについて、労働組合において、誰が(あるいはどこが)行うのが適当であるかを検討してもらおうと考えて、諸事項の検討を一括して要請した。被告人戸田は、いうまでもなく、適法な方法による、財政その他の支援の検討を求めているものであって、被告人組合に、同支部からの支出を求めたのである。以下の通りである。

「この書類の2ページ目を見ていただくと、①のところ「金銭支援として総額90万円をお願いしたい」とありますね。◆印のところに「戸田とし

ては1月段階で全額か半額の先渡しを希望。」というふうに書いてありますね。今回の90万円の寄附が生コン支部という組合からなのか、組合員個人を集めたものなのかというその点の争いは置いとくとして、この90万円の寄附を受けたのがこの書類の要請に基づくものかどうかは間違いないんですか。

この書類の要請に基づいて政治活動委員会のほうで検討した結果そのような支払があったというふうには思います。

要するに、あなたのほうからお願いをして、それに基づいて寄附を受けたということはよろしいんですか。

ええ、そうです。

今、政治活動委員会のほうでというふうにおっしゃいましたが、政治活動委員会というものがあるということをご存じだったんですか。

あるということ自体は知っておりました。

あなたは、その委員には入ってるんでしょうか。

いや、入ってはおりません。

政治活動委員会のほうで決めるということについては、この当時、あなたのほうから要請していた当時、何か話では聞いていたんですか。

金銭カンパということについては組合からという形では駄目なので、政治活動委員会のほうに、メンバーの方が検討してくればそれは可能であろうというふうなことは思っておりました。ですから、それも含めてトータル—まとめにして生コン支部執行委員会に金銭的な面、人員、あるいはいろんな精神的なサポートの面を含めてトータルにお願いをして、区分け、具体的な振り分け等については役員の方々及び政治活動委員会の方々にお任せすると、こういう認識でした。」(3回25頁)

「あなたのほうとしては、あなたに寄附をするかどうかというのを決めるの

は生コン支部の執行委員会だという認識があったんじゃないですか。

それはそうでなくて、寄附とか、あるいは労力提供とか、いろんな人間、有権者紹介とか、いろんなことを含めて、それをどのように割り振ったりするのかは生コン支部の執行委員会で決めるであろうと、そのように思って、一括して出したのがこの文書です。それと、労働組合として、特に私たちのようにあなた方から非常に敵意を持って見られている、弾圧対象にされている組合ですから、こういうことはちゃんと適法に当然処理するものと、このように私も思っておるし、組合のほうとしてもそのように対応してると思っております。」(3回30頁)

「補充的に聞きますけれど、先ほども個人からの小口のカンパがいろいろあるという話が出ていまして、証拠上もそうなんだろうなと思いますけれど、今回はなぜ個々人あてじゃなくて、連帯あてに文書で支援を求めたということになるんですか。

連帯の個々の人をお願いするというんじゃなくて、連帯の仲間の人たちに労力提供とか、いろんな有権者紹介とかいうことも含めて、トータルに選挙支援をお願いしたいということで、その中での金銭的なものは連帯の中で考えていただきたいと。その中で有志を募るなり、あるいは政治活動委員会で諮るなり、そういうことでお願いしたいと。まあ、こういう趣旨があるからです。つまり、吉田さん山田さん何とかさん、私のこれだから個人でカンパしてくださいと、私がいちいちそういうふうをお願いするのではなくて、それは連帯の中に政治活動委員会というものがありますから、そちらのほうに渡してもらいなり、あるいは、それをどの程度相談に掛けるか、言うなれば、役員のほうでも全体のバランスを見て、どういうふうな重みで相談に掛けるとか回すとか、そういうことは組合のほうに判断してもらったほうがよろ

しいと思ったからです。

今の点で2点疑問がわいたんですけど、なぜ政治活動委員会ではなくて、執行委員会に要請したんですか。

それは、トータルに考えて割り振りをしてもらったほうがいいと、こういうふうに思ってるからです。」(3回43頁)

2 被告人戸田には、被告人組合から寄附を受けたという認識はない

被告人戸田は、被告人武名義の振込については、「連帯の中の有志の方々からのカンパの集合」と、明確に認識していた。被告人戸田は、そのような意味を込めて、連帯の有志からのカンパを略して、連帯からのカンパと表現していた。被告人戸田は、そのように表現しても、事務所の中での内部的な処理であるから、別に問題ないと考えていた。以下の通りである。

「その後、武被告人名義の送金がありましたね。

はい。

それは武さん1人の寄附というふうに考えていたのか、それともそれ以外のだれかからの寄附と考えていたのか、その点はどうですか。

連帯の中の仲間の有志の方々からのカンパの集合というふうに考えていました。

正確に言うと、あなたの認識では、連帯からではなくて連帯の有志からになるはずですよ。

そうです、はい。

そこをなぜ連帯からというふうに書かれてあるわけですか。

略して言ってることに過ぎません。

当時、組合からのカンパが違法になるということは御存じでしたか。

はい、そのこと自体が本当に正当かどうかは別にして、法律上そうなってることは知ってました。

そうだとすると、組合からのカンパと書いてしまうと違法な寄附と間違えら

れるのではないかと思うけれども、その点はどうでした。

それは事務所の中での内部処理でありますから、それは別に問題ないと思ってました。私のほうが書きやすく言いやすいということであればそれでよいと思ってました。」(3回1頁)

「90万円の寄附を受けたことについてなんですけれども、あなたとしては、先ほど組合の個々の組合員の集合体として寄附をもらったんだというようなことをおっしゃいましたね。

はい。

そうあなたが認識している根拠というのは何ですか。

そのようなものとしてカンパを出してもらってると。政治活動委員会があつて、そういう形になっておるといふふうに知っているからです。

あなたが知っているから、当然そうだろうと思っていたということですか。

そうです。」(3回28頁)

3 小括

被告人戸田は、被告人組合に寄附を申し込んだのではないし、被告人組合から寄附を受けたという認識もない。従って、被告人戸田が、労働組合から政治団体に対して寄附を受けたという事実を認めることはできない。

第3 被告人戸田につき判示第2の2の事実についての事実誤認

被告人戸田には、被告人組合から、政治活動に関して、現金360万円の寄附を受けた事実はないのに、原判決はこれを認めた。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である。

1 360万円は「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」の要請に基づいて支払われた

(1) 被告人戸田は、平成15年9月28日に近畿地本の執行委員長に選任され

た。

同人は、選任の直後に、「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」として、何らかの形で10月から毎月20万円支出してほしい旨記載した2003（平成15）年10月15日付け書面をもって、被告人武に対して、要請した。

この書面による要請以外には、被告人戸田は、被告人武に対して、特段の要請を行っていない。

すなわち、

「それから行かれて、武委員長とどういう話をしたか覚えていますか。

文章での要請自体は既にしてありますので、簡単にこういう文章を出させてもらいましたけれども、これ、いかがでしょうかというふうな話とか、またその事務所の松橋さん、紹介して非常によくやってくれていますと。この人も、連帯の地本の委員長、私になってる以上は、連帯のためにホームページの記事を作ったり、いろんなことでもまた動いてもらうことになりますというふうなことは言ったのではないかと記憶します。

それ以上その場で繰り返しての要請のようなものはもうしていない。

していなかったように思いますね。特に文章既に渡して検討してもらってますのでね。」（3回10頁）

そして、被告人戸田は、翌月10月21日に、本件360万円の交付を受け、また、以後毎月10万円ずつの交付を受けるようになった。

以上要するに、被告人戸田は、地本委員長に就任したため、「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」として、「何らかの形で10月から毎月20万円」の支給を要請したところ、それを承けて、本件360万円の交付を受けるとともに、以後、毎月10万円ずつの支給を受けるようになった。

このような経過の下では、被告人戸田において、本件360万円について、

「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」の一部として以外の性格を
考える余地はない。

- (2) 原判決は、「360万円もの多額の金員を一度に支払い、なおかつこれとは別に近畿地本から毎月10万円を支払う」、あるいは、「地本委員長としての業務の対価であるなら、近畿地本からの毎月10万円の支払のほかに、被告人組合から任期1年を超える3年分もの金員をまとめて支払う理由は全くない」と述べて、本件360万円と、毎月支払われている10万円を区別する。

しかし、事態の経過は、被告人戸田が、「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」として「何らかの形で10月から毎月20万円」を要請したのに対して、同人が経済的困窮にあったところから、内10万円につき3年分が一括して前払いされ、その余の10万円が、月々に支払われることとなったのである。

毎月10万円の支払とは別個に360万円の支払があるのではない。月額20万円のうちの、10万円については、3年分前払いという方法が、その余の10万円については、月々の支払という方法が採られた、すなわち、全体として毎月20万円の「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」につき、一部は前払い、一部は月払いと、それぞれ支払い方法を異にする部分があるというに過ぎない。

そして、被告人戸田は、これを全体として、「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」として受け取っているのである。

- (3) 被告人戸田は、「地本委員長のギャランティ+日常的な活動費」として毎月20万円を要請した。この要請に基づいて、まず、本件360万円が支払われた。

しかし、一個の要請に基づいて支払われた金員の内の、一部だけを捉えて、他と区別して政治活動に関する寄附とする原判決に合理性はあるか。たとえ

ば、360万円を一括前払いする方法ではなく、毎月20万円ずつとして支払を行った場合、原判決は、どの部分が政治活動に関する寄附に当たるとい
うのか。

毎月10万円だけの支払なら政治活動に関する寄附にあたらない（「地本
委員長のギャランテイ+日常的な活動費」として相当）が、それを超える部
分は、政治活動に関する寄附にあたると区別する原判決に、合理的な根拠を
見いだすことは不可能である。

2 市議会議員としての活動と切り離せないからといってすべてが政治活動に関 する寄附になるのではない

- (1) 一人の議員が、一方で議員活動を行い、他方で副業を営んでいる場合、一
個の人格である以上、その副業を、議員としての活動と全く切り離して考え
ることは、およそ不可能なはずである。

原判決は、「被告人戸田の知名度、宣伝能力とか、地本委員長のギャラン
テイなどといっても、それらは被告人戸田の市議会議員としての活動を切り
離しては考えられない」（原判25頁）というが、そのような理由で、「地本
委員長のギャランテイ+日常的な活動費」という性格を否定することはでき
ない。

これは、被告人戸田も次のように述べるとおりである。

「そのもらった360万なんですが、結果的にはどんなことに使ったんです
か。

借入金の返済とか、機材を少し買ったりとか、まあそういう、あと
は日常的なところとか、幾つかの残ってた支払とか、そういうふう
に使用したと思います。

借金の返済や幾つか残っていた支払というのは、あなたの議員としての活
動としてした借金とか支払なんですか。

それも含んでおりますが、例えば一市民としての活動、あるいは労

働組合の活動家としての活動，そして議員としての活動。それはいろんなものが合体したものであります。ちなみに，私 議員になる以前から大体100万円ぐらいの借金があつて，それをこっちから借り，次はこっちへ返しという形でやっておつたということも一つにはあります。それから興味というか，好奇心がちょっと強すぎるせいもあつて，いろんなところに手を広げるといふこともあります。」

(3回33頁)

「反対尋問のときの返答ということですよ。議員としての活動，市民としての活動，組合員としての活動という点を3点挙げられていましたけれども。

はい。

それは区別できるようなものなんですか。

判然とばつと区別できる性質ではないと思いますね。議員といつても，例えば，世間的に私は市議会議員というポジションがありますよね。けれども，門真市の議会，行政に対する影響を持つ議員であります。同じ議員といつても，実際の幅とかは当然いろいろ，議員といふことだけで見ても違ってきますね。私，また市民オンブズマン的な活動もしておれば，一住民としてこうだといふこともしておれば，そのほか組合員としてとか，社会運動家としてとか，そういうこともいろいろしております。

今おっしゃつたような市民オンブズマン的な役割であるとか，それは，あなたの議員としてのスタンスに基づいてやつてるといふわけじゃないんですか。

いや，もちろん私のスタンスに基づいて，だから，私自身のスタンスに基づいて議員をやつてる。そう言つたほうが正しいと思いますね。確認しますけれども，じゃあ360万円を自分個人の費用に充ててるわけではないんですね。

私個人の生活費とか、私個人として作った借金とか、そういうことの支払とかにも使っておりますね。に使っていると言うほうが正しいんじゃないですか。議員としての活動費であれば議会報酬でやれてるわけですから。

それは、はっきり区別できないという趣旨ですか。それとも、できるということですか。

裁判官のほうで、例えば、あなたの活動ではおおよそこういうことがあるであろうと、私の出してる資料とか見て、ずらっとリストを挙げていただいて、これは議員であるからA、市民オンブズマンBって、ざっと一遍付けていただければ、私のほうお答えすることはできると思います、ある程度ね。なかなか一言で判然とはしにくいことではないかと思えますね。例えば、私はピースボートに乗って外国にも行ってみたい、特に社会主義へ、ユニークなキューバにも是非行きたい。それで行った体験というのは私の門真市の議員としての活動や見識に大きく役立つとは思いますが。ただ、これが行きたいから、ちょっと応援してくれとか、そういうふうな話の場合、そこで借金を作ったというふうな場合、これは議員の活動に対する政治的献金だと、こうなってしまうのかどうか、これは難しいところではないですかね。」

(3回52頁)

(2) 原判決は、原審における弁護人の主張を捉えて、「現職の議員が組合の役員になったことは前例のないことであり、本件360万円の支給も不自然ではないとするが、同主張自体、360万円の支給が現職の議員であることに着目したものであることを物語るものである。」という。

しかし、弁護人が、弁論で主張したのは、議員を兼任する者に対してどのような支給を行うかの前例がないことをもって、被告人戸田に対する支給を、議員であることに対しての支給であるかのように評価することの不合理に過

ぎない。

原判決のこのような論旨は、誤りと言うしかない。

第4 被告人戸田につき判示第3の事実についての事実誤認

被告人戸田は、被告人の事務員である M と暗黙のうちに意思を相通じて、収支報告書の収入総額欄に虚偽の記入をした事実はないのに、原判決はこれを認めた。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認である。

1 被告人戸田には、正確に収支報告しようとする意思があった

(1) 被告人戸田は、事務所会計の処理等の業務への従事を約して、M を雇用していた。

「Mさんの調書によると、戸田事務所でホームページの更新と事務所の会計処理をしていたという記載があるんですけども、それはそれでいいんですか。

それはそのとおりです。」(2回9頁)

(2) 具体的には、事務所の会計データの処理について、被告人戸田は、事務所会計にかかる書類をMに渡すだけで、以後の事務処理の個別的な指示を行うことはなく、被告人戸田にとっては、「自動的に」処理される仕組みとなっていた。

「事務所の経理に掛かるエクセルの表の作成、これはMさんがしていたということでもいいんですか。

はい。

MさんになってからはMさんがしていたということでもいいんですか。

そうです。

資料1、収支の表ですけれども、具体的にこのデータの打ち込みの手順というのはどういうふうに行われてるんですか。

例えば、請求書が来たり、あるいは議会から報酬をもらって、その明

細が僕の手元に来たり、あるいは口座にカンパの振り込みがあって、その振り込みの用紙が私の手元に来たり、そういうような出入りのいろんな証拠というか書類を M さんにじかに手渡したり、あるいは書類箱、箱に入れて、M さんがそれを受け取って、後は所定のやり方で入力していくと、こういう形です。」

「収支の表へのデータの打ち込み、あるいはカンパ名簿の表へのデータの打ち込みは、一つ一つのデータというか、記事を打ち込むときにあなたがいちいち指示するんですか。

いや、自動的に M さんに。事務的なことは全部してもらってます、私は苦手ですので。

だから、さっき言われた連絡ボックスに書類の資料をあなたがほうりこんどけば M さんが後は勝手にしてくれると、それが基本的な段取りですか。

そうです。

あなたがほうりこんだ書類とか資料を、その後 M さんがどういうふう処理して、具体的にいつ、どういう段取り、あるいは手順で収支の表を作ったり、カンパの表を作ったりしているかということ、その詳細、細かいいちいちの手順というのはあなたは知ってましたか。

特には知りません。狭い事務所のことですから、そういう書類を、必要なものはノートに張り付けて、物自体が要らんかったら入力だけして後は捨てるとか、そういうふうな形でまとめて、それをパソコンのほうに打ち込んでいくということだと思います。

そういう事務処理をしてもらうために M さんに来てもらっていたと。

そうです。」(2回9頁)

- (3) 被告人戸田は M に、同人が処理した会計データに基づいて、収支報告書を作成するよう依頼している。

「問題になってる年の収支報告書の作成の手順なんですけどね、これも M

さんの調書にあるのは、Mさんがあなたにまずメモを見せると。で、あなたがこれでいいよというふうに言うと彼女が計算表を作る、この年はそこにあなたが5万円と書き込んで、それに基づいてMさんが訂正したと。で、彼女があなたにこれでいいですかと聞いて、あなたがこれでいいよ、このとおり書いといてというふうに言うて、で、収支報告書を彼女が作成するという手順、大まかそういう手順だったようではすけれども、それはそのとおりで間違いはないですか。

そうだと、そのとおりで結構です。

大体毎年同じような手順なんですか。

同じような手順です。

Mさんがあなたにメモを一番最初見せるということですが、Mさんがあなたに見せるメモを、あなた自身が元資料、元の計算関係の証拠書類ですね、そういうものに基づいてチェックするということはあるんですか。

それはありません。Mさんのほうで事務処理したものに任せてます。」(3回12頁)

- (4) 被告人戸田にとっては、収支報告書は、同人がMに交付した資料に基づいて自動的に作成されるはずのものであった。

少なくとも、被告人戸田は、同人が正確に収支報告書が作成されるはずと考えている仕組みに基づいて、収支報告書を作成しようとしており、現に作成しているつもりだったのであり、被告人戸田には、正確に収支報告しようとする意思があったと言わなければならない。

2 事実と異なる記入の結果は、Mの意思によるものである

- (1) 「被告人組合による寄附を除外したのは、事務員のMが特定の団体との癒着を疑われると考え、自ら行ったもので、被告人戸田の指示等はなかった」のは、原判決も認めるとおりである(原判決26頁)。

被告人戸田に正確に収支報告をしようとする意思がなかったという原判決

の認定の誤りは上記の通りであるが、仮に、被告人戸田に正確に収支報告をしようとする意思がなかったとしても、本件事実と異なる記入は、被告人戸田の意思とはかかわりなく、Mによって行われたものである。

- (2) かえって、原判決の認める、①「被告人戸田は、45万円の寄附は、Mに指示して、カンパ名簿に記載させた上、広く配布し一般人の目に触れる可能性がある平成15年3月3日付け及び同年11月28日付けの各ヒゲ戸田通信には各45万円を含めた数字をカンパによる収入として記載させていること（被告人戸田が本件90万円の寄附を隠ぺいするのであれば、これを除外した金額を記載して発行することが考えられる。なお、ヒゲ戸田通信には、誰が寄附したものかまでは記載されていないが、政治資金規正法違反の捜査の端緒を与えることになる。）」、②「被告人戸田はもとより被告人組合の組織内候補として位置づけられ、その密接な関係を隠匿する必要はないこと」（原判決26頁）に加えて、③被告人戸田は、事務所会計の処理等の業務への従事を約して、Mを雇用しており（2回9頁）、具体的には、事務所の会計データの処理について、被告人戸田は、事務所会計にかかる書類をMに渡すだけで、以後の事務処理の個別的な指示を行うことはなく、被告人戸田にとっては、「自動的に」処理される仕組みとなっていて（2回9頁）、被告人戸田はMに、同人が処理した会計データに基づいて、収支報告書を作成するよう依頼していたから（3回12頁）、被告人戸田にとっては、収支報告書は、同人がMに交付した資料に基づいて自動的に作成されるはずのものであり、原判決がいうところの「本件90万円の寄附」についての資料も、被告人戸田は、これをMに交付し、あるいは口頭でその事実を告げている。

以上の事実によれば、Mが記載から除外した90万円については、これを正確に記入するのが被告人戸田の本来の意思であり、少なくとも、これについて事実と異なる記入の結果は、被告人戸田の意思には反していた。事実

と異なる記入の結果は、M の意思のみによるものであって、被告人戸田に正確に収支報告をしようとする意思がなかったことの結果ではない。

3 被告人戸田と M には意思の連絡がない（原判決には意思の連絡の認定がない）

(1) 原判決は、罪となるべき事実第3につき、「被告人戸田は、被告人の事務員である M と暗黙のうちに意思を相通じて」と記載している。

ところが、原判決には、被告人戸田と M の虚偽記入の意思の連絡についての検討と認定が全くない。

(2) 弁護人が、被告人戸田に虚偽記入の故意がないと主張したのに対して、原判決（補足説明）は、「第5 収支報告書虚偽記入の故意の有無について」の項で検討の上、被告人戸田に「虚偽記入の概括的故意」を認定した。（そもそも、被告人戸田には、正確に収支報告しようとする意思があり、また、これがなかったとしても、事実と異なる記入の結果は、M の意思によるもので被告人戸田に正確に収支報告をしようとする意思がなかったことの結果ではないのは上記の通りである。さらに、原判決の言うとおりに、「被告人戸田が被告人組合による寄附を失念」していたことを、「正確に収支報告をしようとの意思がなかったことの結果」と言うとしても、これをもって、「虚偽記入の概括的故意」に当たらないことは後記のとおりである。）

故意がなければ、犯罪の意思の連絡もない。しかし、共犯者がそれぞれに、故意を有しているとしても、それだけでは、犯罪の意思の連絡があることにはならない。犯罪の意思の連絡は、共犯者のそれぞれの故意とは別に認定されるべき事実である。

ところが、原判決の検討と認定は、被告人戸田の虚偽記入の概括的故意の認定にとどまっており、被告人戸田と M との虚偽記入の意思の連絡については、検討も認定もない。

原判決は、全く何の根拠もなしに、被告人戸田と M の「虚偽記入の意思」

の連絡を認めている。

- (3) 仮に、原判決の認定するとおり、被告人戸田に、「正確に収支報告をしようとの意思がなかった」として、虚偽記入の概括的故意を認めるとしても、被告人戸田と M に、虚偽記入の意思の連絡を認める余地はない。

なぜなら、原判決の認定するところによっても、「被告人組合による寄附を除外したのは、事務員の M が特定の団体との癒着を疑われると考え、自ら行ったもので、被告人戸田の指示等はなかった」（原判決 26 頁）。

これに対して、これも原判決の認める、「被告人戸田は、45万円の寄附は、M に指示して、カンパ名簿に記載させた上、広く配布し一般人の目に触れる可能性がある平成15年3月3日付け及び同年11月28日付けの各ヒゲ戸田通信には各45万円を含めた数字をカンパによる収入として記載させていること（被告人戸田が本件90万円の寄附を隠ぺいするのであれば、これを除外した金額を記載して発行することが考えられる。なお、ヒゲ戸田通信には、誰が寄附したものかまでは記載されていないが、政治資金規正法違反の捜査の端緒を与えることになる。）」「被告人戸田はもとより被告人組合の組織内候補として位置づけられ、その密接な関係を隠匿する必要はないこと」（原判決 26 頁）という事実からは、被告人戸田の意思としては、被告人組合からの寄附については、これを正しく収支報告書に記載するところにあった、あるいは、少なくとも、これを記載から除外することは被告人戸田の意思に反していたと言ふべきである。

すなわち、被告人戸田と M が、意思の連絡をもって、本件事実と異なる記入を行ったと言ふことはできない。

第5 被告人団体及び同戸田につき判示第2の1, 2の事実についての法令適用の誤

仮に、被告人戸田に、判事第2の1, 2のとおり的事実が認められるとしても、労働組合による、政党及び政治資金団体以外の者に対する、政治活動に関

する寄附を禁ずる政治資金規正法21条1項は、憲法違反（14条・21条・28条違反）である。しかるに、原判決は、違憲無効の法律を適用した。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の適用の誤である

労働組合による、政党及び政治資金団体以外の者に対する、政治活動に関する寄附を禁ずる政治資金規正法21条1項は、合理的理由なしに、憲法21条が、表現の自由の一態様として保障する「政治的行為をなす自由」及び、憲法28条が保障する、労働組合が団体行動をする権利を制限するものである。また、労働組合からの寄附が、政党を介したものであれば許されるのに、無所属議員であることを理由に許されないのは、不合理な差別であり、憲法14条に違反している。

第6 被告人戸田につき判示第3の事実についての法令適用の誤

仮に、被告人戸田に、原判決（補足説明）記載のとおり的事実が認められるとしても、被告人戸田には罪を犯す意思がない。しかるに、原判決は政治資金規正法25条1項3号に当たるとした。これは、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の適用の誤（刑法38条1項本文違反）である。

1 原判決の判旨

「被告人戸田が被告人組合による寄附を失念していたとしても、それは正確に収支報告をしようとの意思がなかったことの結果というべきであり、被告人戸田に虚偽記入の概括的故意があったことは優に推認できる。（前記のとおり、政治資金規正法は、収支報告書虚偽記入の罪について、故意犯のみならず、重過失犯をも処罰する旨規定していることからすれば、法は、収支報告書の記載内容が正確性を欠くとの認識を欠き、重過失により虚偽記入をした場合でさえ当罰性を認めているのであって、収支報告書の記載内容がどの点において事実と反しているか確定的な認識までは認められなくとも、収支報告書の記載内容が正確なものではないという概括的な認識を有する場合には、同罪の故意とし

て充分であると解する。)」(原判決28頁)

2 概括的故意とは何か

概括的故意については、次のように説明される。

「一般に概括的故意と呼ばれる『故意』には、従来、少なくとも二種類のもの
が、挙げられていたとあってよい。第一は、群衆の中に爆弾を投げつける事例
のように、多数の死傷者が出ることを当然のこととして自覚していた意思状態
が存在する場合、すなわち、殺人ないしはその未遂につき、不特定多数人ない
しは特定多数人に対する『概括的な殺人の故意』が認められる場合である。こ
のような場合に、最近のわが国で、『概括的故意』を肯定しないものはないと
言えよう。第2は、いわゆる『ウェーバーの概括的故意』と呼ばれる場合であ
る。たとえば、被害者を絞殺したと誤信し、犯跡を湮滅するため死体を海中に
投棄したところ、実は被害者は気を失っただけであって、水中で溺死した
というようばあいにつき、殺人未遂と過失致死を考える態度を批判して、1
825年にウェーバーが、第一行為（絞殺行為）と第二行為（投棄行為）とを
概括する一個の殺人故意を考えるべきであると主張して以来創始者ウェーバー
に因んで、『ウェーバーの概括的故意』と呼ばれてきたものである。尤も、現
在でも、殺人未遂と過失致死を考える二行為説がかなり有力に主張されている
し、通説と称せられる立場は、問題を『因果関係の錯誤』としてとらえ、絞殺
行為の因果的発展としての『溺死』は、通常『相当因果関係』の枠内にあると
いえようから、あえて、『ウェーバーの概括的故意』を認めるまでもなく、殺
人既遂一罪を導き出しうると考えているのである。この意味では、『ウェーバ
ーの概括的故意』は、すくなくとも、あまり評判が良くないといわざるをえな
いことになる。」(内田文昭「覚醒剤輸入・所持罪と概括的故意」判例タイムズ
726号・64頁)

では、被告人戸田に概括的故意があったか。

3 「概括的な虚偽記入の故意」が認められるか

「群衆の中に爆弾を投げつける事例のように、多数の死傷者が出ることを当然のこととして自覚していた意思状態が存在する場合」に認められる「概括的な殺人の故意」同様の「概括的な虚偽記入の故意」が、被告人戸田に認められるか。すなわち、「虚偽記入の結果が出ることを当然のこととして自覚していた意思状態」が存在するか。

上記のとおり、被告人戸田は、事務所会計の処理等の業務への従事を約して、M を雇用していた（2回9頁）。具体的には、事務所の会計データの処理について、被告人戸田は、事務所会計にかかる書類をM に渡すだけで、以後の事務処理の個別的な指示を行うことはなく、被告人戸田にとっては、「自動的に」処理される仕組みとなっていた（2回9頁）。被告人戸田はM に、同人が処理した会計データに基づいて、収支報告書を作成するよう依頼していたから（3回12頁）、被告人戸田にとっては、収支報告書は、同人がM に交付した資料に基づいて自動的に作成されるはずのものである。

要するに、被告人戸田にとっては、収支報告書は、同人がM に交付した資料に基づいて自動的に作成されるはずのものであった。少なくとも、被告人戸田は、同人が正確に収支報告書が作成されるはずと考えている仕組みに基づいて、収支報告書を作成しようとしており、現に作成しているつもりであった。被告人戸田には、収支報告書の記載内容がどの点において事実と反しているか確定的な認識がなかつただけではなく、「虚偽記入の結果が出ることを当然のこととして自覚していた意思状態」など存在しなかつたのである。

4 相当因果関係の枠内にある因果関係の錯誤があるか

(1) 原判決は、「被告人戸田が被告人組合による寄附を失念していたとしても、それは正確に収支報告をしようとの意思がなかつたことの結果というべきであり、被告人戸田に虚偽記入の概括的故意があつたことは優に推認できる」（原判決28頁）という。

しかし、仮に、被告人戸田に「正確に収支報告をしようとの意思がなかつ

た」としても、本件で、「正確に収支報告をしようとの意思がなかった」ことの結果として問われなければならないのは、虚偽記入罪の成否である。従って、問題は、「被告人組合による寄附を失念していた」こと（原判決のとおり）に引用。90万円の寄附が被告人組合の寄附ではないことは既述のとおり。）ではなく、「90万円の寄附を除外して記入された」ことである。

(2) では、被告人戸田の行為と、「90万円の寄附を除外して記入された」との間に相当因果関係が認められるか。

「被告人戸田は、45万円の寄附は、Mに指示して、カンパ名簿に記載させた上、広く配布し一般人の目に触れる可能性がある平成15年3月3日付け及び同年11月28日付けの各ヒゲ戸田通信には各45万円を含めた数字をカンパによる収入として記載させていること（被告人戸田が本件90万円の寄附を隠ぺいするのであれば、これを除外した金額を記載して発行することが考えられる。なお、ヒゲ戸田通信には、誰が寄附したものかまでは記載されていないが、政治資金規正法違反の捜査の端緒を与えることになる。）」

「被告人戸田はもとより被告人組合の組織内候補として位置づけられ、その密接な関係を隠匿する必要はないこと」（原判決26頁）という事情の下で、Mが特定の団体との癒着を疑われると考え、被告人戸田の指示等もなしに、自らの判断で、90万円の寄附を除外するということは、一般人にとっても、被告人戸田にとっても、認識・予見可能な事実ではない。

すなわち、相当因果関係の枠内にあると認めることはできないのである。

5 租税逋脱犯の成立範囲との比較

(1) 原判決は、「収支報告書の記載内容がどの点において事実と反しているか確定的な認識までは認められなくとも、収支報告書の記載内容が正確なものではないという概括的な認識を有する場合には、同罪の故意として充分である」という（原判決28頁）。

これは、所得を逋脱する犯意としての事実の認識の程度については、概括

的なもので足り、計数的に具体的な認識がなくても逋脱犯の犯意の成立として欠けるところはないとされる租税逋脱犯における範囲と同様の趣旨であると考えられる。

(2) 租税逋脱犯の逋脱の犯意については、以下のような確定判例ある。

「租税逋脱犯は故意犯であるから、犯罪の成立には、故意—脱税の認識—を必要とするところ、右逋脱犯の故意については、逋脱金額が正確にいくらであるか、あるいは逋脱金額の計算のもととなる所得について、どの程度所得を圧縮したかについての具体的な認識を必要としないが、しかし、他方、故意に基づく所得の隠蔽工作とはかかわりなく、故意によらず、あるいは思い違いによる計算違いによって、客観的に負担する税額と申告税額との間に齟齬を生じ、客観的には脱税の結果を生じても、それは偽り、不正の行為とは結びつかないから逋脱犯とはならないと解すべきである。

従って、隠蔽工作とは明らかに無関係に生じた計算誤謬や思い違いによる収入の記載漏れ等によって生じた、税の過小申告の部分は、偽り、不正の行為による逋脱の故意の対象外といえるから、この部分については逋脱所得を校正しないとわねばならない。

また、それは所得金額をことさらに過小に記載した内容虚偽の確定申告書を所轄税務署に提出するものともいえない。

ところで、逋脱犯における逋脱の犯意につき、具体的に各勘定科目ごとの個別的な犯意である必要はないと解されるが、それは免れた全税額につき一応脱税の犯意が推認されるからなのである。

これを本件についてみるに、叙上認定の事実のとおり、40,000円の金額については、一見して明白に計算誤謬したものと認められ、かつ、故意に基づく所得の隠蔽工作とは明らかに無関係に生じたものであるから脱税の犯意は推認されない。従って、故意を阻却し、その部分は行為者の認識した正当な所得金額（実際所得金額）には含まれないといわねばならない。

故に、当該所得税の過少申告の部分は、偽り不正の行為による逋脱の故意の対象外であると認め、右に該当する税額部分の金額は本件逋脱税額から控除することとした。」（東京地裁昭53・5・29判決，判例タイムズ383・159頁）

- (3) 租税逋脱犯における，所得を逋脱する犯意としての事実の認識の程度について，概括的なもので足り，計数的に具体的な認識がなくても逋脱犯の犯意の成立として欠けるところはないとされることと同様の見解に立てば，収支報告書虚偽記入の罪について，「収支報告書の記載内容がどの点において事実と反しているか確定的な認識までは認められなくとも，収支報告書の記載内容が正確なものではないという概括的な認識を有する場合には，同罪の故意として充分である」（原判決28頁）と解することは可能である。

そのような見解にたった上で，かつ，被告人戸田に，原判決の言うとおりに「正確に収支報告をしようとの意思がなかった」と認める（すなわち，虚偽記入の故意があったと認める）としても，Mが特定の団体との癒着を疑われると考え，被告人戸田の指示等もなし，自らの判断で行った，90万円の寄附の除外は，被告人戸田の虚偽記入の故意の対象外であって，やはり，被告人戸田の概括的犯意の及ぶところではない。

租税逋脱犯の成立との比較においても，被告人戸田には，故意がないと言わなければならない。

第7 被告人戸田につき公民権停止にかかる理由の不備ないしは法令適用の誤り

原判決（法令の適用）は，「公民権停止期間短縮 政治資金規正法28条3項」と記載する（原判決29頁）。

政治資金規正法28条3項は，「裁判所は，情状により，刑の言渡しと同時に，第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず，若しくはその期間

のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、・・・」と定める。

この文言による限り、公民権不停止の場合には、同条1項の規定は適用されないが、短縮する場合は、同条1項の規定を適用した上で、同条3項によって適用すべき期間が短縮されることとなるのは明らかである。

同条3項に定める公民権停止期間の短縮は、短縮の対象となるべき、本来の停止期間を定める同条1項を前提として、その期間を短縮するのであるから、法令の適用としては、公民権を停止する限り、同条3項だけの適用だけでは足りないのは当然である。

公民権停止期間短縮の場合に記載されるべき法令の適用は、公民権不停止の場合に記載されるべき法令の適用と比較すれば、明らかである。すなわち、公民権不停止であれば、同条1項を適用しないのであるから、法令の適用としては、28条3項を記載するだけで足りる。しかし、不停止でない限りは、その期間をたとえ短縮しようとも、公民権を停止しているのであるから、法令がどのような経路で適用されたかを示すためには、公民権停止を定める同条1項を記載しなければならない。

しかし、原判決の（法令の適用）は政治資金規正法28条1項の記載を欠いている。すなわち、原判決は、政治資金規正法28条1項を適用せずに、2年間、公民権を停止した誤りがある。

これは、理由の不備ないしは判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りである。

第8 被告人団体及び同戸田につき刑の量定の不当

原判決は、被告人戸田及び被告人団体につき、刑の量定が不当である。とりわけ、被告人戸田には、政治資金規正法28条1項所定の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべきでない、同条3項に定める情状があるのに、選挙権及び被選挙権を有しない期間を2年間に短縮するにとどまる点におい

て、刑の量定が不当である。

1 M が起訴されていない

原判決は、「被告人戸田は、収支報告書の虚偽記入について、M が90万円を除外したものをそのまま提出して結果的に黙認したもので、犯行態様は消極的」という（原判決30頁）。すなわち、原判決の認めるところによっても、収支報告書の虚偽記入について、積極的に犯行を行ったのは、M である。

他方、仮に、被告人戸田に概括的故意を認めるとしても、同被告人は、そもそも、90万円の除外について、認識しておらず、同被告人としては、正確に収支報告書が作成されるはずと考えている仕組みに基づいて、収支報告書を作成しようとしており、現に作成しているつもりであったのは、既に繰り返し述べたとおりである。

ところが、M については起訴がなく、被告人戸田は罰金80万円の上、公民権が停止されている。

虚偽記入の結果を生じさせたにつき、第一に責任を問われるべきM に対しては、法的責任が不問に付されているにもかかわらず、「被告人組合による寄附を失念していた」（原判決28頁）ために、虚偽記入の結果を生じさせたに過ぎない被告人戸田に対してなされた、原判決の刑の量定は、とりわけ、公民権停止の点において、被告人戸田が現職の市議会議員であって、公民権停止がきわめて重大な制裁となることをあわせ考えれば著しく均衡を失っている。

2 被告人戸田には市議員としての多大の業績がある

被告人戸田の市議員としての業績は、概略以下の通りである。

「議員としてやってきたことを簡単に説明してくれますか。

いろいろなことがあります。ただ、こんな建物を作ったとか、道路を作ったとか、そういうことはどちらかと言えば少ないです。そうじやなくて、門真市というのは非常に低所得者が多く、創価学会、公明党の人口比率が恐らく日本一で、保守派の市長が永年政権をやっ

てて、非常に閉鎖的な部分です。そして共産党の議席はそこそこ、28議席中、当時で4でしたかね、ありましたけれども、ずっと以前から住民運動不毛の地だというふうに言われておりました。議会の言論にしても、議会で何をしてるのかということを開示しない。たまに共産党が開示にしても、たまにはほかの議員から全部つるし上げられたり、議会の常任委員会で話してる議事録を市民に見せない。これ、共産党から見せてもらったというのが分かったら中であたかされると。そういうぐらいの閉鎖的なところだったんです。いわゆる古い体質の、市民的に見たら非常識なところがまかり通っている、まあ田舎的体質の議会でした。その中で私が当選して、一番掲げて、かつ実践したことは、役所の実情、議会の実情というのをガラス張りにして開示していくと。公務ですからね。公職にある者としてだれがどういう言動をしてるのか、賛否はどうかということを開示していくということをやりました。それから私自身の報酬、議員が国保料といったら幾ら払っているのかというふうなことも含めて、議員の報酬の実態とかも開示にして、一般の方は議員が幾らもらっているかは普通だれも知らないままで選挙しているわけですね。そういうことをやっていくと。当時、議会に1回出ると2500円の手当が報酬とは別個に支払われていて、だれも文句を言わない、何もそういうことを問題と思っていない。それは2重払いでおかしいということで、これをやめさせることをやっていったり、そして永らく不法占拠されて、結局どの議員に言っても、役所にも言っても、府に言っても取り上げてくれないというふうなことを私のほうが綿密に調査して、マスコミ報道、ホームページ報道等で厳しくこれを追及して改善させたり、それから例えば門真市の中でも、非常に縦割り行政のお役所意識の強

い、まあ言うたら生ぬるい体質の役所ですから、市の16万世帯ぐらいで千数百世帯かそれ以上は広報が実は全く配られてなかったと。こういうことも綿密に調査して、これの根本的な改善をさせたり、議会では10年間本会議で一言も質問しないような議員がずっとのさばってたりということに対して、私自身すべての議会で質疑、質問を必ずすると。そしてまた、ほかの議員の質問の実態を調べて一覧表にしてホームページやビラで公開をして、それによって市民から、何だ当選してるのに何も質問してないじゃないかというふうな意識をかき立てて、だんだんだん嫌が応でもほかの議員も議会での質問の回数がどんどん増えていくと、こういうことを作ったりもしました。あと、ほかにもいろいろありますけども、大きなものとしては2期目当選してからですね、2期目当選の前から門真と守口の合併騒動というのが、私からすればお上主導、住民無視で、利権食い逃げ合併というふうなことが非常に上から強力に、2002年からですね、進められてきたと。これを最初から終始一貫反対し抜いて、2004年の9月の住民投票、門真、守口、両方ですね、そういうふうなこともいろいろ実現させて、とうとう門真市を守り抜いた実績もあります。まあ、その他いろいろあります。

今日、提出の証拠（引用者注・弁護側提出「チホー議会の闇の奥」以下の各証拠）がその一部であるということですかね。

はい。」（2回4頁、なお、16万世帯は3回1頁で6万と訂正）

このような実績があったからこそ、第1期目は最下位当選であった被告人戸田が、第2期目にはトップ当選（得票数3106、2位に916票差、最下位当選者の3倍の得票）を得た。

このような、被告人戸田の公民権を停止して、門真市議会における議席を奪うことは、門真市民と門真市議会にとって、大きな損失である。

3 多くの有権者が公民権停止されないことを望んでいる

被告人戸田の公民権が停止されることによって、同人に議席を失わせることとなるのを、現時点でも、多くの有権者が望んでいない。被告人戸田の公民権停止は、無党派の多数の有権者から、門真市議会における、その代表者を奪うことになる。

以上の事情に、原判決（量刑の理由）に列挙される事情を併せれば、被告人戸田及び被告人団体にかかる、原判決の刑の量定は不当である。とりわけ、被告人戸田の公民権を停止すべきではない。